

7 事前復興計画等

事例 2 1 静岡県富士市

静岡県富士市では、「富士市事前都市復興計画（平成 28 年 3 月）を策定し、「復興ビジョン編」、「復興プロセス編」、「行動マニュアル編」で構成している。

□富士市事前都市復興計画の構成



出典：富士市作成資料（「事前都市復興」の推進に向けて）

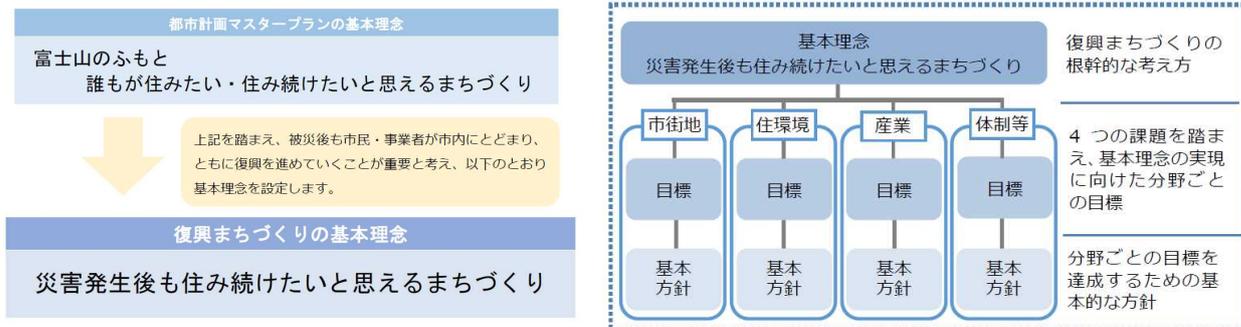
<復興ビジョン編>

復興ビジョン編では、基礎データと被害想定から復興まちづくりの課題を整理している。（詳細は事例 1 を参照）

その中で、復興まちづくりで目指す将来都市構造は、「第 4 次地震被害想定」の被害が発生した場合においても、将来のまちの骨格形成に大きな影響を与えることはないため、上位計画である「富士市都市計画マスタープラン」の将来都市構造を踏襲することとしている。なお、想定を大幅に超える被害が発生した場合には、拠点等の再配置について検討することとしている。

また、復興まちづくりの基本理念を設定するとともに、市街地や産業等の分野ごとの復興まちづくりの目標及び基本方針を定めている。

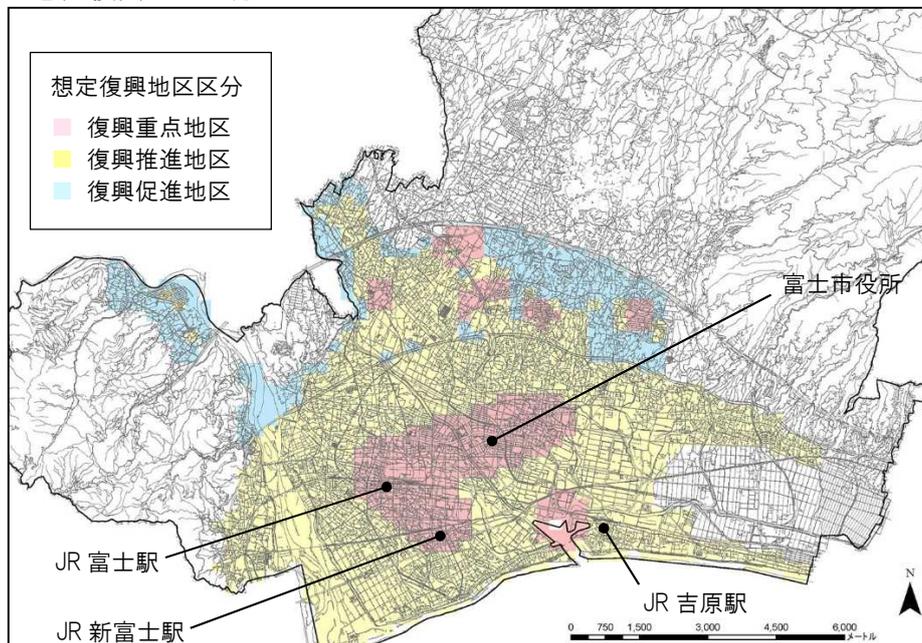
□復興まちづくりの基本理念



出典：富士市事前都市復興計画

市街地復興の基本方針の1つに「復興地区区分に応じた市街地整備」を位置づけており、地域の実情に沿った市街地整備の推進と市街地の早期整備を推進するため、まちづくりの主体や整備手法の異なる3つの復興地区区分を設定している。

□想定復興地区区分



出典：富士市作成資料（「事前都市復興」の推進に向けて）

<復興プロセス編>

復興プロセス編では、市民・事業者・行政等の協働による復興体制、時間軸・分野別の市民・事業者・行政の復興手順を示している。（詳細は事例5、事例8を参照）

また、復興まちづくりへの意識向上の取組として、平常時より復興まちづくり訓練や講座等を実施することを位置づけている。（詳細は事例24を参照）

<行動マニュアル編>

行動マニュアル編では、発災後の混乱期でも着実な復興業務を行えるよう、市職員がとるべき行動内容（復興まちづくりに係る業務内容や手順等）を整理している。

□行政職員の行動計画

《市街地の復興 被害状況（都市基盤）の把握抜粋》

| 活動目標 | □都市基盤施設の被害状況調査 | 発災から1週間以内 | |
|----------------|-----------------------------|--------------------------------|--|
| | □都市基盤施設の被害状況の集約 | 1週間以内 | |
| 行動 | 実施時期 | 担当 | 行動内容 |
| 都市基盤施設の被害状況調査 | 1週間以内 | 道路班 上水道班 下水道班 施設班(各部) | ○緊急輸送路に指定されている主要道路や主要管路等の上下水道施設の被害調査を実施する。 ○公共建築物の被害状況を調査する。 ○地区班等から被害の報告があった道路等の公共施設の被害調査を実施する。 |
| 都市基盤施設の被害状況の集約 | 1週間以内 | 情報班 | ○鉄道や通信施設等の被害状況や応急復旧の予定時期等についての情報を収集する。 |
| 市民への周知 | 適宜 | 広報班 | ○都市基盤の被害状況等や応急復旧の予定時期等について、同報無線やウェブサイト、報道等により、市民へ周知する。 |
| 準備品等 | ・住宅地図 ・デジタルカメラ ・調査状況チェックリスト | | |

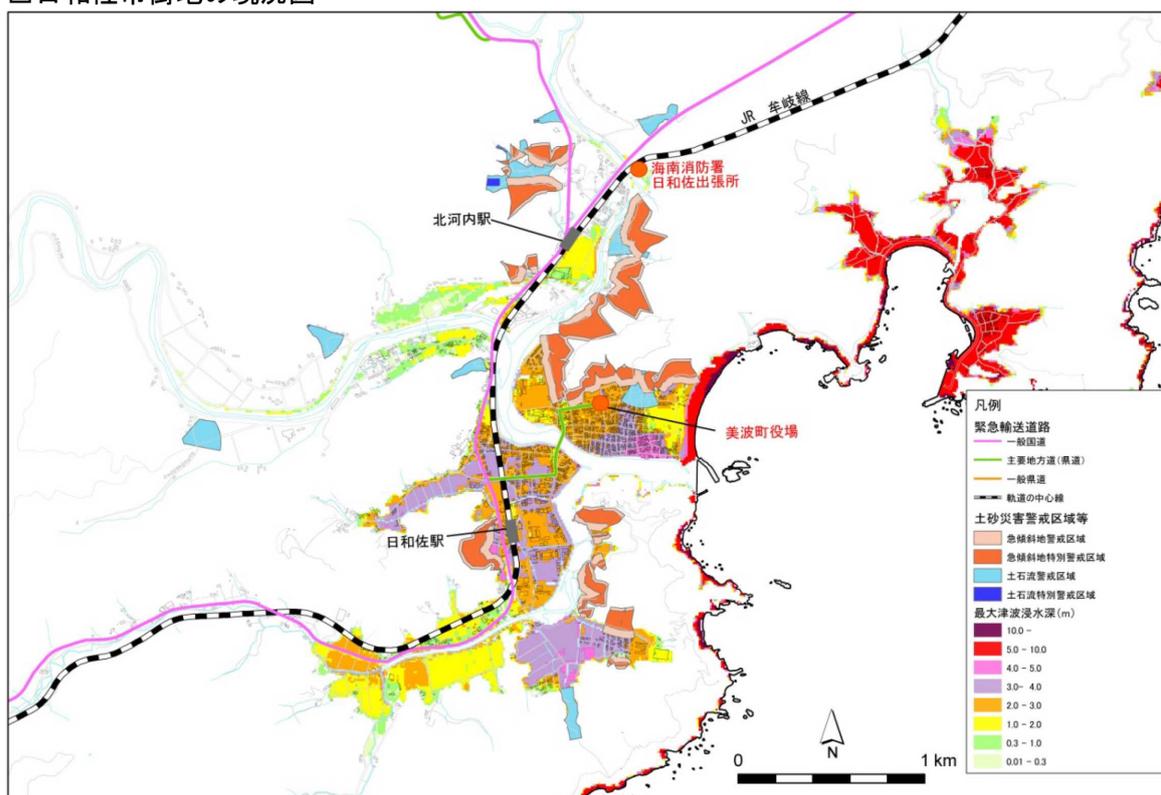
出典：富士市作成資料（「事前都市復興」の推進に向けて）

事例 2 2 徳島県海部郡美波町

美波町では、短い時間で来襲する津波への対応と人口流出の防止に向けた復旧・復興への備えとして、「災害に強いまちづくり計画（改訂案） 地域モデル：美波町（平成 29 年 3 月）」を策定している。

災害に強いまちづくり計画では、まちの特性と災害の特性から簡易的に現況と課題を整理している。

□日和佐市街地の現況図



出典：災害に強いまちづくり計画（改訂案） 地域モデル：美波町

また、基本方針を「様々な災害から人的被害“0”をめざすとともに、人口流出を防ぐためにも速やかな復旧・復興への備え」とし、基本方針の実現に向けて、「住民の自主的な避難を促す」等の基本施策を定めている。なお、基本施策の「速やかな復興の実現」では、具体メニューとして「事前復興計画の検討」が位置づけられている。

8 職員の復興事前準備に関する習熟に向けた復興訓練

事例23 東京都

東京都では、区市町村の職員を対象として、以下の2種類の訓練を実施している。

(1) 都市復興訓練

都市復興の一層の意識向上や都市復興手順の習熟等を目的として、平成10年度から、毎年実施している。

<訓練の概要>

- ・内容：まち点検、復興事例等の聴講、復興まちづくり手順の演習 等
- ・対象：区市町村の職員、都の職員及び専門家 等 (100名程度)
- ・実績：累計約1,500名 (平成29年度末時点)

□まち点検



出典：東京都受領資料

□演習 (班別に、復興まちづくり計画



出典：東京都受領資料

□演習 (「復興まちづくり計画」の住民説明会を意識した最終成果発表会)



出典：東京都受領資料

(2) 復興まちづくり実務者養成訓練

区市町村の職員を対象として、地域 (住民、事業者 等) との協働による「地域復興まちづくり訓練」の企画立案能力の向上を目指し、平成28年度から、毎年実施している。

<訓練の概要>

- ・内容：「地域復興まちづくり訓練」について、事例紹介、演習 (デザインゲーム 等)、企画書作成 等
- ・対象：区市町村の職員
- ・実績：約50名 (平成29年度末時点)

□「地域復興まちづくり訓練」の演習 (模型によるデザインゲーム)



出典：東京都受領資料

□「地域復興まちづくり訓練」の企画書発表



出典：東京都受領資料

9 住民を含めた復興まちづくり訓練

事例24 静岡県富士市

静岡県富士市では、富士市都市計画マスタープランに基づく地区別計画の改定により、「災害に強い安全・安心なまち」をつくる」が新たなまちづくり方針として追加されたことを受け、災害リスクを踏まえつつ、復興に向けて事前に行っておくべきことを明らかにするために復興まちづくり訓練を実施している。

復興まちづくり訓練



出典：元吉原地区まちづくりニュース第2号

<訓練の概要>

- ・参加者：地域住民

プログラム

| 項目 | 内容 |
|------------------------------|--|
| (1) 事前復興の必要性について（講演） | ・ 学識経験者より、事前復興の必要性と復興まちづくり訓練について講演 |
| (2) 災害リスクの確認 | ・ 津波浸水深や建物倒壊被害、延焼危険度、液状化可能性分布、道路幅員等が記された「被害想定図」を基に、地区の災害リスクを確認 |
| (3) 生活・住宅再建にむけて、事前にやるべきことの検討 | ・ 被害想定を踏まえつつ、生活・住宅再建にむけて、「自宅での生活」、「避難所」、「仮設住宅」、「復興まちづくり」の視点で、それぞれ「起こりえること・判断が迫られること」、「事前にやっておくべきこと」を検討 |
| (4) 被害を最小限に食い止める取組の検討 | ・ 「復興まちづくり」を事前に考えることの重要性と必要性を再共有し、被害を最小限に食い止めるための具体的な取組（ハード・ソフト）検討するとともに、取組主体（住民・地域、行政との協働、行政）を整理 |

復興まちづくり訓練を踏まえ、地区別計画に、事前復興まちづくりを進めることが記載された。

元吉原地区まちづくり計画（改訂版）



みんなで作ろう 住みたい・訪れてみたい 魅力あるまち 元吉原



平成29年4月発行
元吉原地区まちづくり計画検討会
富士市都市整備部都市計画課

1 安全・安心の確保
地震や津波、大雨などへの備えを充実し
「自然災害に強い安全・安心なまち」をつくる

(1) 防災・減災まちづくり
津波を防ぐための施設整備や住宅等建築物の耐震化、また避難計画の充実化や自主防災組織の強化など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を進めます。

① 防災・減災対策の充実（ハード）
田子の浦港や沼川などの河川の整備を進めるとともに、備前倉庫の確保、また住宅等建築物の耐震化、家具の固定などを促進します。

② 防災・減災対策の充実（ソフト）
避難経路、防災責務村、地区の災害リスクについて確認するとともに、自主防災組織の強化や災害時の情報伝達手段の拡充を図ります。

(2) 事前復興まちづくり
生活や住宅再建などに向けたルールづくりを進めるとともに、復興まちづくりの体制づくりや各家庭での対策を進めます。

① 復興（生活・住宅再建）に向けた事前取組の推進
応急仮設住宅の建設可能地を地区独自に調査するとともに、災害に強い住宅地形成するためのルールづくりを進めます。

② 復興まちづくりの体制づくり
復興まちづくりの組織づくりや、各家庭で災害時の連絡先や想定される避難先について確認します。

出典：元吉原地区まちづくり計画（改訂版）

参考 1 都道府県の復興事前準備の取組事例

平成 28 年度アンケート調査における復興事前準備の取組内容を、都道府県別に見ると、復興事前準備に関するマニュアルや計画を策定している埼玉県、東京都、静岡県内の市町村では、「平時のまちづくり計画や施策の中に復興の視点を取り入れている」、「復興に対する意識啓発や理解度の向上を図っている」、「復興の取組に関する体制づくりを進めている」と回答している団体が全国平均より高い。

市町村の復興事前準備の取組の促進には、都道府県が関わるということが重要であることから、都道府県の復興事前準備の取組事例を示す。

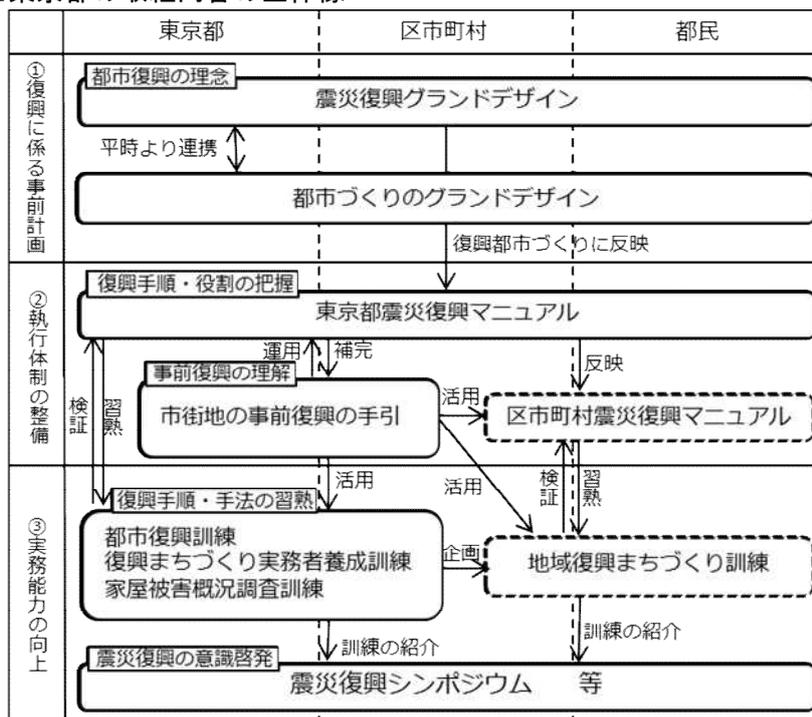
事例 1 東京都

東京都では、首都直下地震等で被災した場合に、速やかな都市の復興を実現するため、行政や地域住民が復興対策の手順や進め方、復興の目標像を事前に検討・共有しておく取組を進めている。

具体的な取組としては、以下に示す、「①復興に係る事前計画」、「②執行体制の整備」、「③実務能力の向上」の 3 本柱に区分されている。

- ①復興に係る事前計画** あらかじめ行政と都民が震災復興時の都市づくりのあり方を共有しておくことによって、合意形成を円滑にする。
- ②執行体制の整備** いざというときに、とるべき行動や施策をあらかじめ検討しておくことによって、協働・連帯を強化する。
- ③実務能力の向上** 職員を対象とした各種訓練を実施することによって、復興プロセスを習熟するとともに、復興パターンを蓄積する。

□ 東京都の取組内容の全体像



出典：東京都受領資料

(1) 復興に係る事前計画

阪神・淡路大震災の経験や教訓を踏まえ、震災復興時の都市づくりのあり方を示した「震災復興グランドデザイン」を平成13年に策定している。



<震災復興グランドデザインの構成>

- 第一章 総論
- 第二章 広域復興計画
- 第三章 実現方策
- 資料編

また、平成29年度には、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、その中で、都市復興の考え方を示している。



<「都市づくりのグランドデザイン」における都市復興部分の一部抜粋>

政策方針13

災害時にも都市活動と都民の生活を継続し速やかな復興につなげる。

平時から大規模な災害の発生を想定し、時代を先取りした復興に関する計画や仕組みを持つことで、発災後には東京を更に強靱化します。

- 取組1：復興の目標を明確にし、平時の都市づくりに生かす
- 取組2：迅速な都市復興に必要な仕組みをつくる
- 取組3：ICTを活用したデータ管理で、被災しても復元できる情報を蓄える。

(2) 執行体制の整備（体制や手順の事前構築）

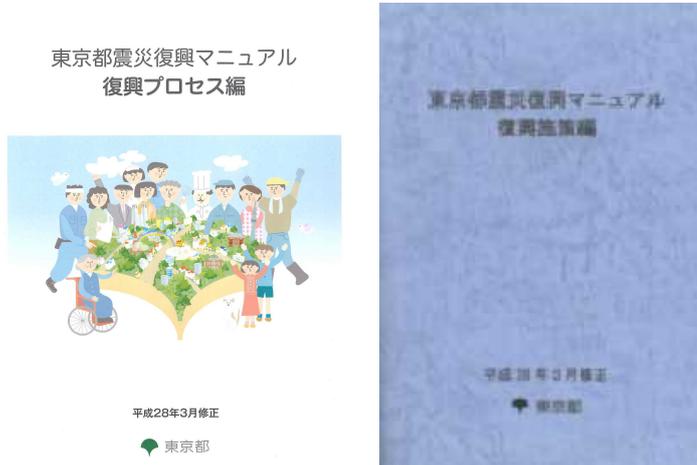
具体の都市復興の手順等を「東京都震災復興マニュアル」で定め、その内容を踏まえて「区市町村震災復興標準マニュアル」を作成するとともに、区市町村向けに「市街地の事前復興の手引」を策定している。また、区市町村における震災復興に関する標準的な制度スキームと条例モデルを作成し、マニュアルに掲載している。

区市町村は、これらをもとに、地域状況に見合ったマニュアルや条例を策定して準備を進めている。

①東京都震災復興マニュアル

震災が発生した場合の生活再建や都市機能の回復を迅速に行うために策定しており、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」の2部構成となっている。

- ・復興プロセス編：復興の基本的な考え方や住民主体の復興を進めるための仕組み等で構成
- ・復興施策編：「都市の復興」「住宅の復興」等、分野別に行政が実施する具体的な施策で構成



＜東京都震災復興マニュアル
復興施策編の構成＞

序章

第1章 復興体制の構築

第2章 都市の復興

第3章 住宅の復興

第4章 暮らしの復興

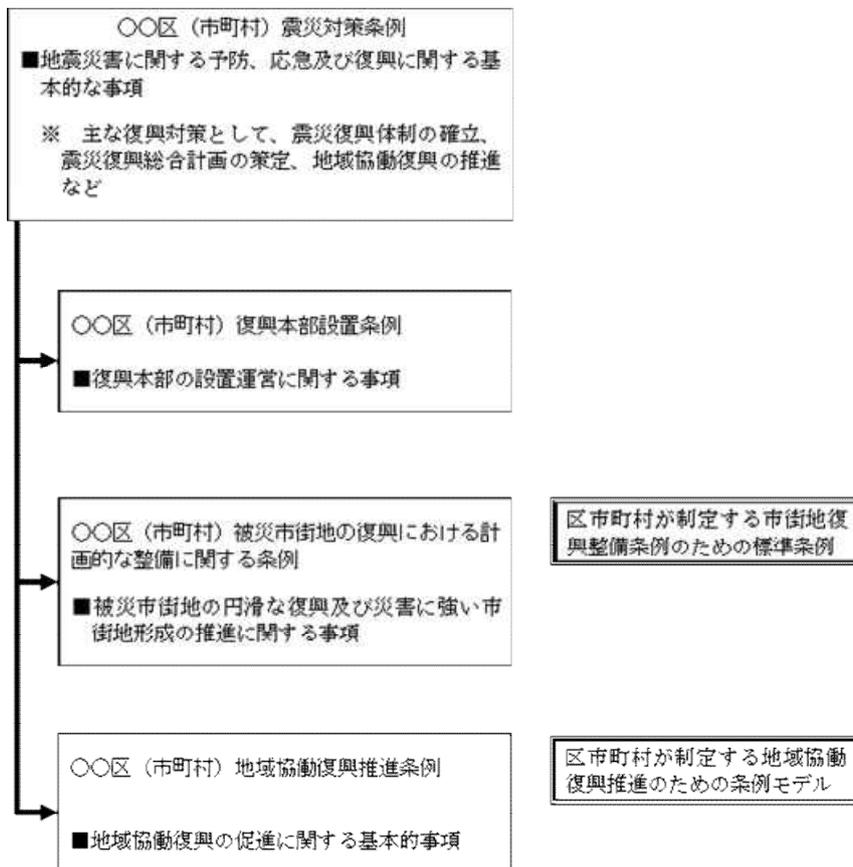
第5章 産業の復興

□区市町村における震災復興に関する標準的な制度スキームと条例モデル

(「東京都震災復興マニュアル 復興施策編」P.24 より抜粋)

【制度スキームの例】

【施策編における条例モデル】



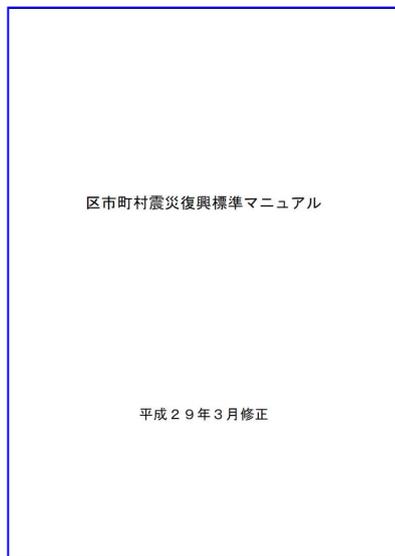
出典：東京都受領資料

<区市町村が制定する市街地復興整備条例のための標準条例における項目>

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 目的 | 8. 区市町村都市復興基本計画の策定 |
| 2. 定義 | 9. 事業の推進 |
| 3. 復興の理念 | 10. 被災市街地復興推進地域の指定 |
| 4. 区市町村の責務 | 11. 建築行為の届出 |
| 5. 区市町村民及び事業者の責務 | 12. 情報の提供及び協議 |
| 6. 復興対象地区の指定 | 13. 委任 |
| 7. 復興対象地区の指定の変更 | |

②区市町村震災復興標準マニュアル

「東京都震災復興マニュアル」のうち、区市町村が主体的に取り組む内容を中心に標準的な活動指針として、「区市町村震災復興標準マニュアル」をとりまとめている。区市町村による、地域特性を反映した実効性のあるマニュアルの作成を促進している。



<区市町村震災復興標準マニュアルの主な内容>

- ①考え方
- ②実施主体（担当課）
- ③都の支援（担当課、支援内容）
- ④震災前に準備すべき事項
- ⑤震災後の行動

③市街地の事前復興の手引き

区市町村における事前復興の具体的な取組内容等の指針として、平成27年に「市街地の事前復興の手引き」を策定している。



<市街地の事前復興の手引きの構成>

- 第1章 市街地の事前復興の手引きの意義・基本的な考え方
- 第2章 復興まちづくり計画の事前検討に当たっての前提条件
- 第3章 復興まちづくり計画の事前検討に向けた指針

(3) 実務能力の向上

行政職員の都市復興に関する実務能力の向上を図るために、区市町村の職員を対象とした「都市復興訓練」「復興まちづくり実務者養成訓練」の実施や、「都市復興都区市町村担当者連絡会」の開催を行っている。

また、行政と住民とが震災後のまちづくりのあり方を考える「震災復興シンポジウム」の開催等も行っている。

①都市復興訓練、復興まちづくり実務者養成訓練（事例23の再掲）

東京都では、区市町村の職員を対象として、以下の2種類の訓練を実施している。

●都市復興訓練

都市復興の一層の意識向上や都市復興手順の習熟等を目的として、平成10年度から、毎年実施している。

<訓練の概要>

- ・内容：まち点検、復興事例等の聴講、復興まちづくり手順の演習 等
- ・対象：区市町村の職員、都の職員及び専門家 等（100名程度）
- ・実績：累計約1,500名（平成29年度末時点）

□まち点検



出典：東京都受領資料

□演習（班別に、復興まちづくり計画



出典：東京都受領資料

□演習（「復興まちづくり計画」の住民説明会を意識した最終成果発表会）



出典：東京都受領資料

●復興まちづくり実務者養成訓練

区市町村の職員を対象として、地域（住民、事業者 等）との協働による「地域復興まちづくり訓練」の企画立案能力の向上を目指し、平成28年度から、毎年実施している。

<訓練の概要>

- ・内容：「地域復興まちづくり訓練」について、事例紹介、演習（デザインゲーム 等）、企画書作成 等
- ・対象：区市町村の職員
- ・実績：約50名（平成29年度末時点）

□「地域復興まちづくり訓練」の演習
(模型によるデザインゲーム)



出典：東京都受領資料

□「地域復興まちづくり訓練」の企画書
発表



出典：東京都受領資料

②都市復興都区市町村担当者連絡会

震災後の都市復興を迅速かつ円滑に進めるため、あらかじめ都及び区市町村の都市復興担当者が連携することを目的として、平成 17 年度に都市復興都区市町村担当者連絡会を設置し、毎年開催している。

③震災復興シンポジウム

大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、平成 12 年度から毎年、都民参加型の「震災復興シンポジウム」を開催している。

- ・内容：基調講演、都からの報告、パネルディスカッション
- ・対象：都民や行政職員等（400 名程度）
- ・実績：累計 5,700 名程度（平成 29 年度末時点）

□パネルディスカッション



出典：東京都受領資料

事例2 和歌山県

和歌山県では、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、復興の遅れが県民の再建気力の喪失や、地域経済の停滞による地域活力の喪失に繋がるおそれがあるため、迅速な復興で、まちが生きかえることができるよう、大規模災害への事前の備えとして、市町村において復興計画の事前策定を進めていくための指針となる「復興計画事前策定の手引き（平成30年2月）」を策定している。

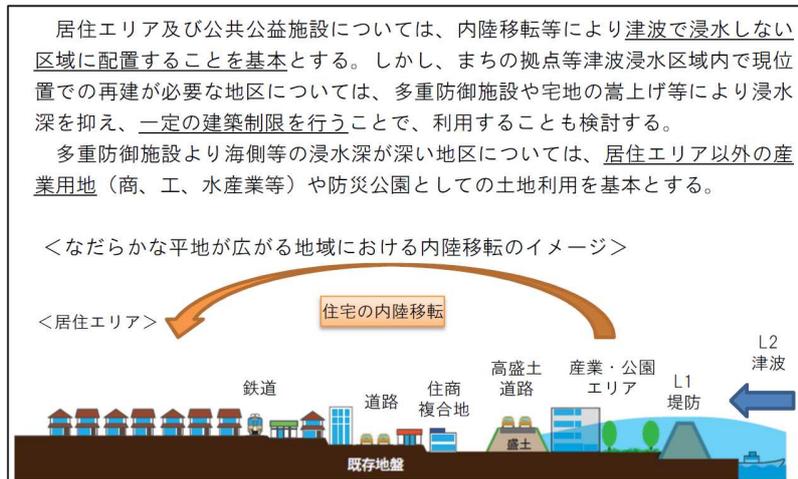
(1) 和歌山県の復興計画事前策定の基本的な考え方

「なだらかな平地が広がる地域」と「山地が迫り平地が狭小な地域」の地形による復興計画事前策定の考え方を示している。

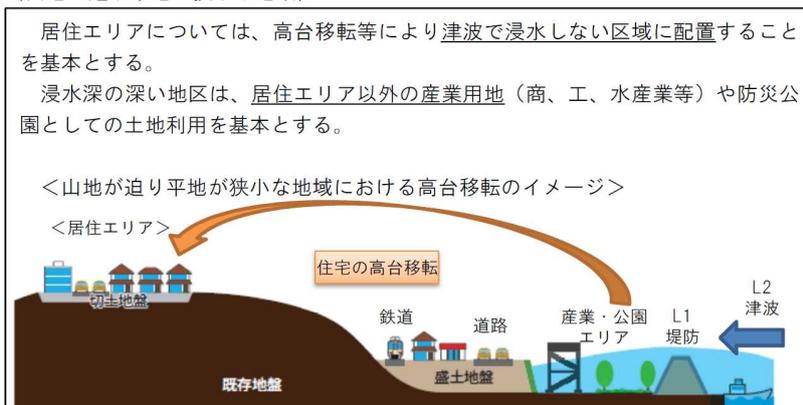
また、津波浸水想定を参考に復興計画を検討することとしている。

□地形による復興計画事前策定の考え方

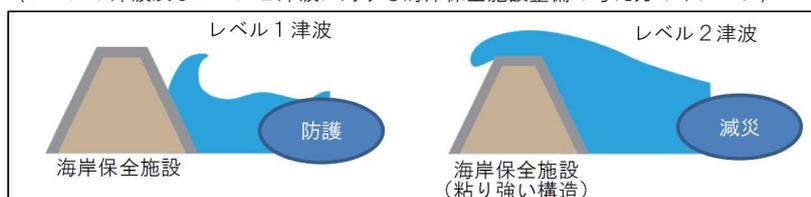
〈なだらかな平地が広がる地域〉



〈山地が迫り平地が狭小な地域〉



〈レベル1津波及びレベル2津波に対する海岸保全施設整備の考え方のイメージ〉

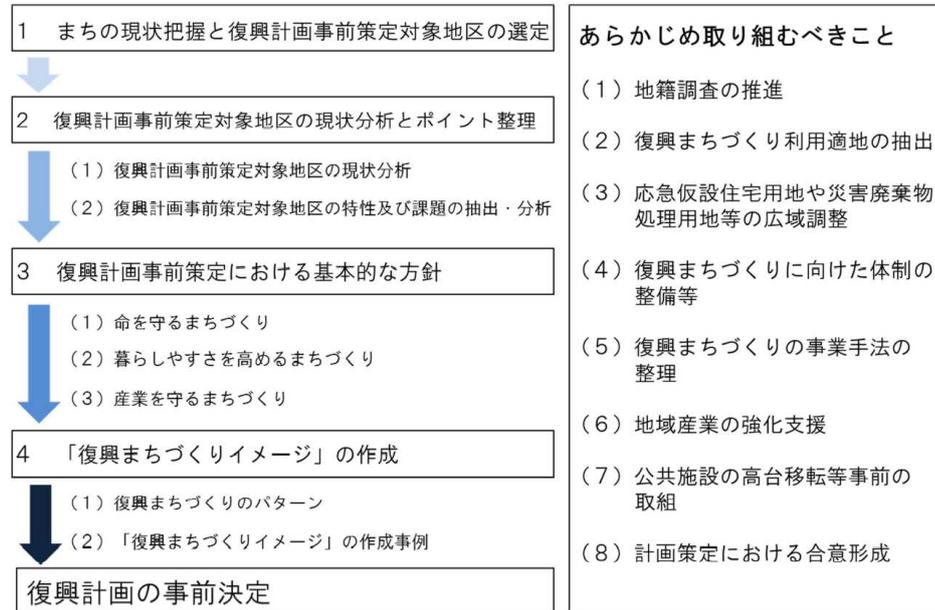


出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

(2) 復興計画事前策定の進め方

復興計画事前策定の進め方として、復興計画事前策定の手順を示すとともに、あらかじめ取り組むべきことを示している。

復興計画の事前決定のフローイメージ



出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

①現状分析と課題の抽出・分析

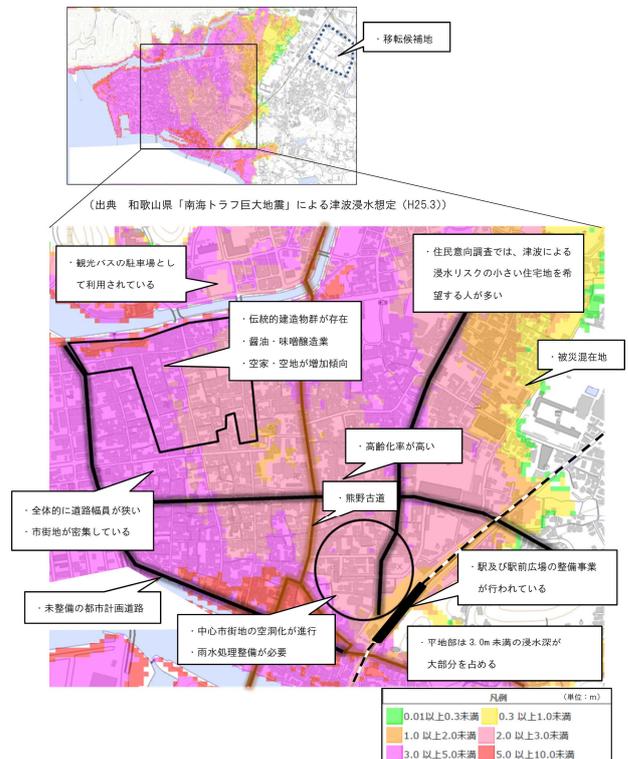
現状分析を行う項目や特性及び課題の抽出・分析の方法を例示している。

現状分析の項目の例

| 復興まちづくりのポイント | 調査内容 | 参考となる資料例 |
|------------------------|---|---|
| 人口・世帯数 | 人口・世帯数の現状・推移を把握し、グラフ等を作成 | ・国勢調査 ・国立社会保障・人口問題研究所データ等 |
| 地場産業 | 業種、事業所数を把握し、住宅地図等を活用して立地図を作成 | ・商工会議所・商工会の会員名簿等 |
| 土地利用状況 | 面積・都市施設状況・公共交通状況等を調査し、土地利用図を作成 | ・都市計画図 ・国土地理院図面 ・都市計画基礎調査等 |
| 公共施設立地状況 | 公共施設（官公庁、教育・医療・福祉施設）の立地状況を把握し、分布図を作成 | ・国土地理院図面等 |
| 都市計画道路、面的整備状況 | 都市計画道路や区画整理、再開発等の面的整備の状況を把握し、状況図を作成 | ・都市計画図等 |
| 道路狭い | 4m未満の道路の状況を調査し、道路幅員図を作成 | ・道路台帳等 |
| 避難場所 | 避難場所や避難所の指定・整備状況を把握し、位置図を作成 | ・地域防災計画等 |
| 下水道未整備等状況 | 下水道等雨水や汚水処理する施設の整備状況を把握し、状況図を作成 | ・施設台帳等 |
| 応急仮設住宅用地やがれき集積用地としての適地 | 津波浸水想定から建物被害状況の予測を行い、応急仮設住宅必要概数を把握し、適地を調査。あわせてがれき集積用地の適地の把握も行う。 | ・和歌山県津波浸水想定 ・住民基本台帳等 |
| 復興まちづくりの利用に適さない土地 | 農業振興地域、農用地区域、保安林、土砂災害等の災害危険区域を調査し、分布図等を作成 | ・農業振興地域整備計画 ・保安林指定区域図 ・土砂災害危険箇所図等 |
| 地籍調査実施状況 | 地籍調査の実施状況、移転候補地等の地権者情報（氏名、所在地）や土地境界・面積を把握し、状況図などを作成 | ・地籍調査実施状況図等 |

出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

ポイント整理のイメージ



出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

②復興計画事前策定における基本的な方針の設定

復興計画事前策定における基本的な方針を設定するにあたって、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点で整理することとし、具体的に考えるべき事項を示している。

□復興計画事前策定における基本的な方針

(1) 命を守るまちづくり

和歌山県は、地形的・気象的な特性ゆえに度重なる災害を経験し、多くの尊い人命を失ってきた。物的被害は元に戻すことはできても、失われた尊い命は永久に戻ることはない。

何よりも守らなければならないのは人命であり、次の地震・津波、後の世代にやってくる地震・津波に対して、被害を防ぐことのできる災害に強いまちとして復興させることが必要となる。

〈具体的に考えるべき事項〉

- ・居住エリアは、高台移転や多重防御、地盤の嵩上げ等あらゆる手段を用いた地域改造により南海トラフ巨大地震による津波でも浸水しない区域に整備するか、あるいは、ある程度の津波浸水を許容して現位置再建を進めるか等について、復興スピード等も踏まえて検討
- ・公共施設（庁舎、警察署、消防署、学校等）は災害時においても機能を維持する必要があるため、浸水しない区域等へ配置
- ・特に配慮を要する者が利用する施設（病院、高齢者施設、児童福祉施設等）は迅速な避難の確保を図るため、浸水しない区域への配置を基本とするが、浸水する区域に配置する場合は高層化など、避難を確実に行える対策の実施
- ・居住エリアは、住民等の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある区域（津波避難困難地域、災害危険区域、土砂災害警戒区域等）外に配置
- ・津波浸水を許容する区域（産業用地、公園等）には、避難路や避難場所を整備
- ・これまで着手困難であった密集市街地や道路狭あい等は面的整備により区画を整えて一定の道路幅員を確保することなどを考慮

出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

③あらかじめ取り組むべきことの整理

迅速でより良い復興を実現するため、あらかじめ取り組むべきことを検討し、復興計画事前策定に盛り込むこととしている。

□あらかじめ取り組むべきこと

- (1) 地籍調査の推進
- (2) 復興まちづくり利用適地の抽出
- (3) 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
- (4) 復興まちづくりに向けた体制の整備等
- (5) 復興まちづくりの事業手法の整理
- (6) 地域産業の強化支援
- (7) 公共施設の高台移転等事前の取組
- (8) 計画策定における合意形成

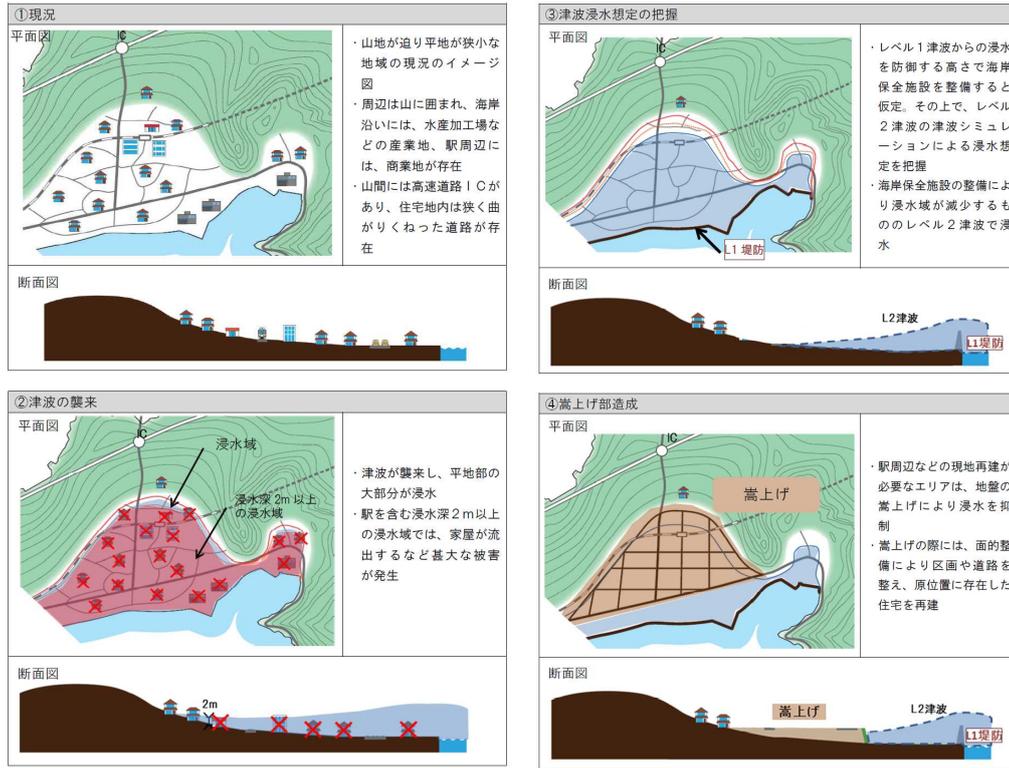
出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

④「復興まちづくりイメージ」の作成の例示

東日本大震災の被災地で活用された復興まちづくりのパターンをもとに、まちの将来を見据えた「復興まちづくりイメージ」を作成することとし、復興まちづくりのパターンの例示や「復興まちづくりイメージ」の作成事例を示している。

□現況、津波襲来から復興まちづくりに至るまでのイメージ

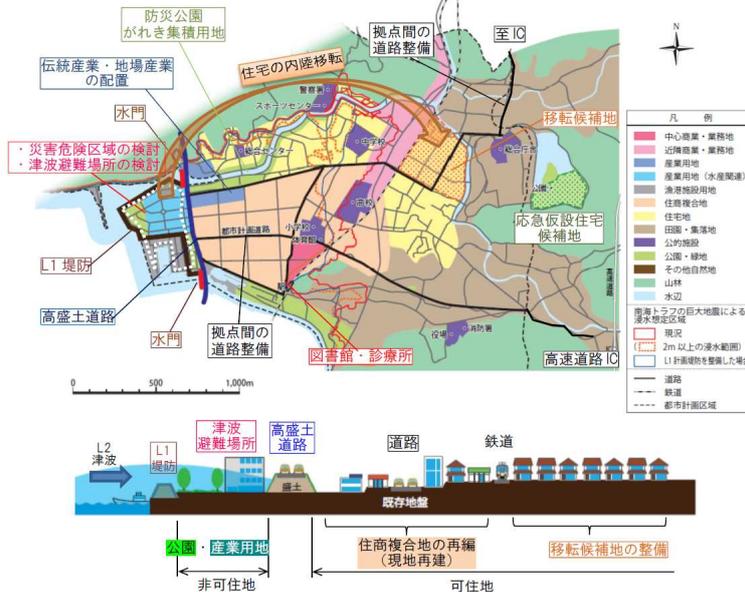
(移転、嵩上げのパターンの例)



出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

□復興まちづくりのイメージ

(なだらかな平野が広がる地域の事例)



出典：和歌山県復興計画事前策定の手引き

事例3 高知県

高知県では南海トラフ地震等による大震災発生後、迅速に都市計画区域における都市基盤の復興を図るため、「高知県震災復興都市計画指針（手引書）【手続き編】・【計画編】（平成28年3月）」を策定している。

（1）高知県 震災復興都市計画指針（手引書）【手続き編】

震災復興都市計画指針（手引書）【手続き編】では、被害想定を踏まえ、東日本大震災の教訓や、被災直後の初動体制の確立から復興まちづくり事業の実施に向けて行う建築制限、都市計画決定等までの流れや留意点等を整理し、県・市町村職員が的確かつ速やかに行動できるよう手順を明確にしている。

□県・市町村全体行動計画

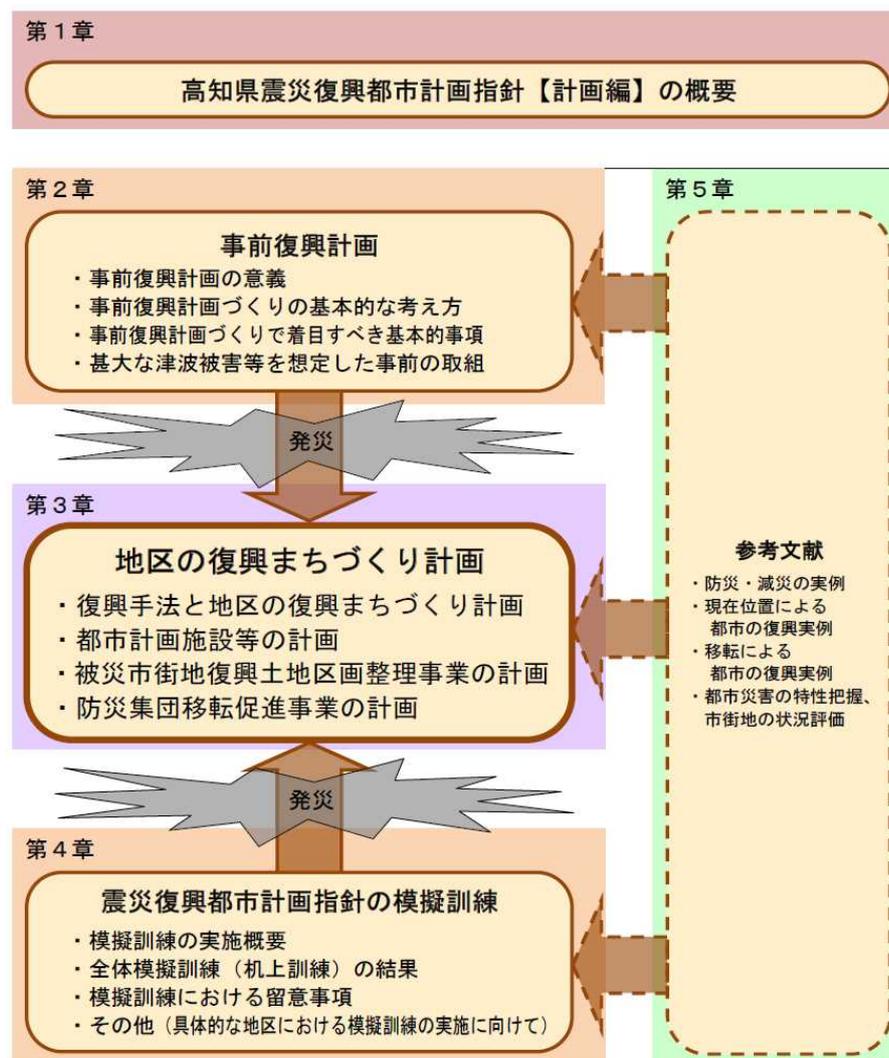
| | | 行動計画 | | 市町村 | 都道府県 |
|--------|-----------------|-----------------------|--|---|--|
| 発災後の行動 | 発災後7日以内 | 初動体制の確立 | | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査等 災害対策本部等から被災情報等の収集 都市計画審議会委員の安全確認〔県と協働〕 都市計画審議会の開催準備〔県と協働〕 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び災害対策本部等から収集した都市被害概況の取りまとめ 被害に関する国との連絡調整、市街地復興に関する協議 市町村へ第一次建築制限の指定に向けた詳細調査の相談 支援・応急仮設住宅供給計画との連携、調整 |
| | | 発災後1ヶ月以内 | 第一次建築制限 | 被災建築物等の概況調査 | <ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査 現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害概況図の作成 |
| | 第一次建築制限区域（案）の申出 | | | <ul style="list-style-type: none"> 復興地区区分の検討 第一次建築制限（案）の申出・連絡調整〔県と協働〕 | <ul style="list-style-type: none"> 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 都市復興基本方針の策定・公表（高知県復興方針の一部を構成） 都市復興基本方針の記者発表 |
| | 都市復興基本方針の策定・公表 | | — | <ul style="list-style-type: none"> 住民等への周知（避難所等へ配布） | <ul style="list-style-type: none"> 第一次建築制限区域の指定 第一次建築制限区域の市町村への通知 住民、建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知 第一次建築制限の相談窓口の設置、第一次建築制限の記者発表 |
| | 第一次建築制限区域の指定 | | — | <ul style="list-style-type: none"> 住家の被害認定調査、現地目視調査〔詳細〕 現地目視調査〔詳細〕票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害詳細図の作成 復興地区区分の再検証、地区別復興手法の選択 | <ul style="list-style-type: none"> 市街地復興に係る市町村相談 国との連絡調整、市街地復興の協議 災害公営住宅建設計画との連携、調整 |
| | 発災後2ヶ月以内 | 第一次建築制限（または危険区域による制限） | 被災建築物等の状況調査 | <ul style="list-style-type: none"> 第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の事前協議〔県と協働〕 復興計画（骨子案）の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 都市復興基本計画（骨子案）の策定・公表 復興計画（骨子案）の策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 都市復興基本計画（骨子案）の記者発表 |
| | | | 都市復興基本計画（骨子案）の策定・公表 | <ul style="list-style-type: none"> 第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画決定 住民等への周知（避難所等へ配布） | <ul style="list-style-type: none"> 市町村間の広域的調整 県内建築制限状況の取りまとめ（特定行政庁分含） 建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知 |
| | | 建築制限 | 現在位置による復興の場合：第二次建築制限区域の指定 | <ul style="list-style-type: none"> 災害危険区域の指定（または移転促進区域の設定） 住民等への周知（避難所等へ配布） | <ul style="list-style-type: none"> 復興都市計画事業の計画策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 |
| | | | 移転による復興の場合：災害危険区域の指定 | <ul style="list-style-type: none"> 復興都市計画事業の都市計画決定 防災集団移転促進事業計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業の計画策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 |
| | 発災後6ヶ月を目途 | 復興まちづくり計画 | 地区の復興まちづくり計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 地区別の復興手法、復興スケジュールの策定 住民等との合意形成 地区の復興まちづくり計画の策定（市町村復興計画の一部を構成） | <ul style="list-style-type: none"> 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 都市復興基本計画の策定・公表（高知県復興計画の一部を構成） 都市復興基本計画の記者発表 |
| | | | 復興手続き | <ul style="list-style-type: none"> 復興都市計画事業の都市計画決定 防災集団移転促進事業計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 復興都市計画事業の計画策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 |
| | | 現在位置による場合 | <ul style="list-style-type: none"> 復興都市計画事業の都市計画決定 防災集団移転促進事業計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 復興都市計画事業の計画策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 | |

出典：高知県 震災復興都市計画指針（手引書）【手続き編】

(2) 高知県 震災復興都市計画指針（手引書）【計画編】

震災復興都市計画指針（手引書）【計画編】では、復興まちづくりの根幹となる「都市の復興」を迅速かつ円滑に実現するためには「事前の準備」が重要と考え、平時から各地域において甚大な被害を想定した復興まちづくり計画について、地域住民と合意形成を図る等、よりよい復興を実現するために不可欠な「事前の復興」の取組について、記載している。

□指針（計画編）の構成



出典：高知県 震災復興都市計画指針（手引書）【計画編】

事例4 埼玉県

埼玉県では、万が一、大規模な被害を受けた場合にも、一日も早い都市復興を進められるよう、復興準備（復興に備えた事前の準備）として、「復興まちづくりイメージトレーニングの実施」、「埼玉県震災都市復興の手引きの策定」、「埼玉県震災復興グランドデザイン検討委員会の設置」を行っている。

(1) 復興まちづくりイメージトレーニング

大規模災害発災後の迅速で円滑な復興に備えた人材の確保及び育成等を目的に、2009年に埼玉県独自の取組として東京大学との共同研究により、震災復興の状況をイメージトレーニングする手法を開発し、県及び市町村の職員、埼玉県まちづくりサポーターを対象にワークショップ形式の研修を実施している。

ワークショップでは、元の生活を早く取り戻したいという個人の視点と、従前のまちの脆弱性を改善し、より良いまちをつくるという行政の視点から、発災後の復興の筋道を検討し、両者の視点を取り入れた復興シナリオの検討を行い、復興シナリオとして蓄積した検討事例や復興における課題を平時のまちづくりや「埼玉県震災都市復興の手引き」にも反映していくこととしている。

また、「復興まちづくりイメージトレーニング」に参加した県・市町村職員・行政職員OBを、復興時に生活再建（住民）とまちづくり（行政）をつなぐ人材として「埼玉県復興まちづくりコーディネーター」として登録している。

・開催状況

【平成25年度】白岡市

【平成26年度】東松山市・川口市・さいたま市（県とさいたま市の共催）

【平成27年度】深谷市・さいたま市（県とさいたま市の共催）

【平成28年度】飯能市・ふじみ野市・さいたま市（県とさいたま市の共催）

【平成29年度】久喜市・さいたま市（県とさいたま市の共催）・草加市

□復興まちづくりイメージトレーニングの様子



出典：埼玉県震災都市復興の手引き

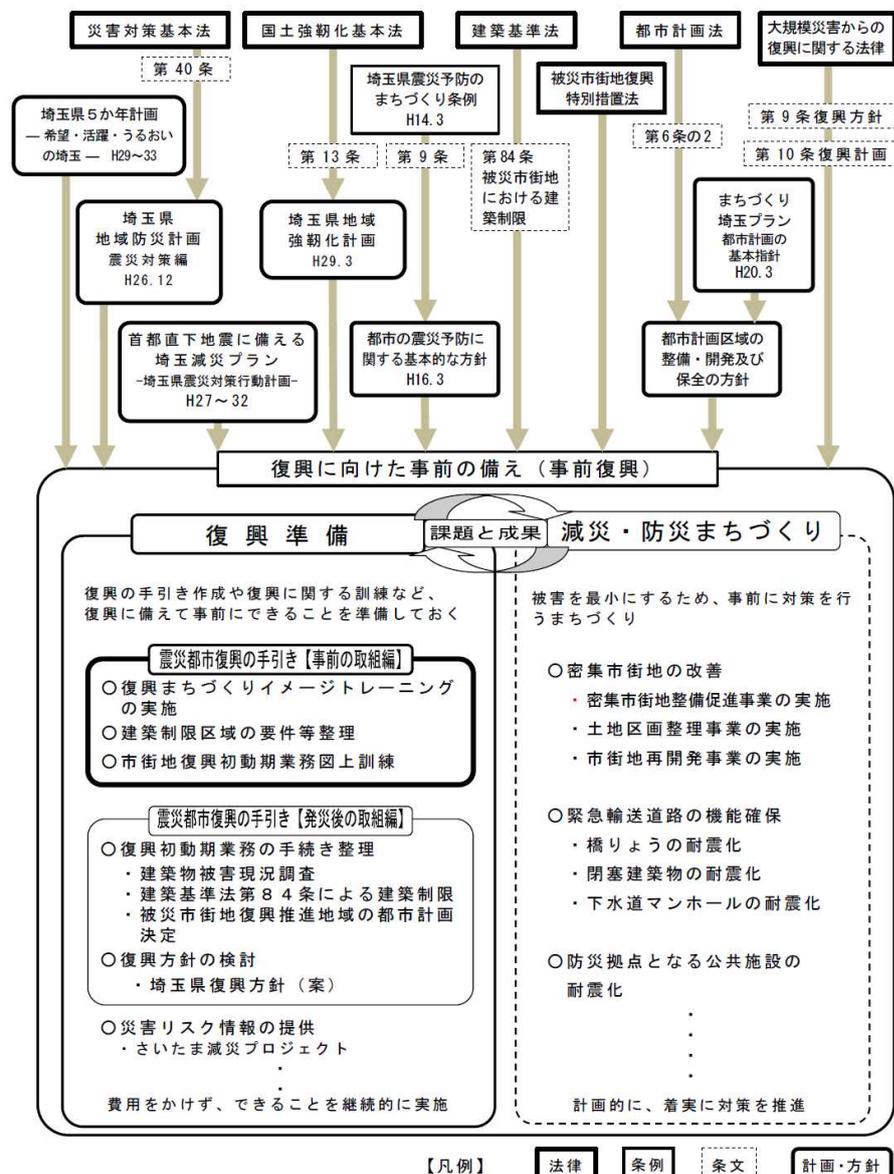
(2) 埼玉県震災都市復興の手引き

今後予想される首都直下地震等の大規模震災における復興の準備として、都市整備に関係する県及び市町村職員向けに「埼玉県震災都市復興の手引き（平成 29 年 3 月改定）」を策定している。

本手引きは、都市の復興において、都市整備部が所掌する業務の内容を中心に、学識者等で構成する「埼玉県震災復興ランドデザイン検討委員会」の意見を踏まえて策定し、平時に行うべき事前の取組を提案した「事前の取組編」と、発災後の復興に向けた手続等をまとめた「発災後の取組編」、様式、事例、法令について整理した「資料編」で構成されている。

また、「PDCA サイクルマネジメント」により、社会情勢の変化や「復興まちづくりイメー ジトレーニング」で得られた課題等を踏まえ、随時改訂していくこととしている。

□埼玉県震災都市復興の手引きの体系図



出典：埼玉県震災都市復興の手引き

①埼玉県震災都市復興の手引き【事前の取組編】

事前の取組編では、平常時における取組として、以下の事項を整理している。

＜大災害に備えた体制づくり＞

- ・行政の体制づくり
- ・住民の体制づくり
- ・公民協働の体制づくり

＜具体的な取組＞

- ・復興まちづくりイメージトレーニング
- ・建築制限区域の要件等の整理について
- ・市街地復興初動期業務図上訓練

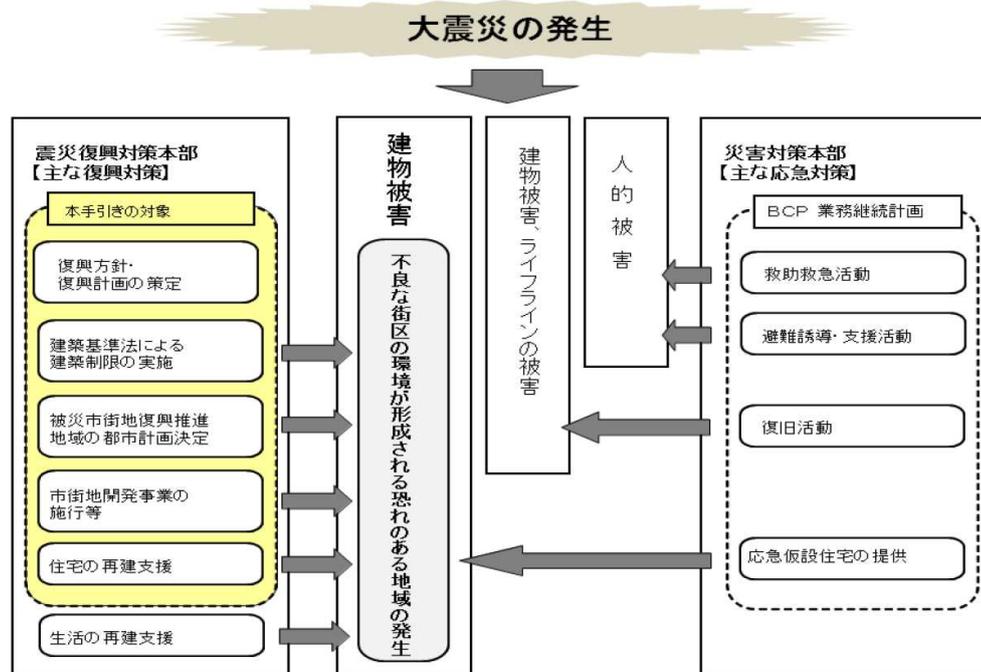
＜新たな取組の検討＞

- ・人的相互応援
- ・さいたま減災プロジェクト

②埼玉県震災都市復興の手引き【発災後の取組編】

発災後の取組編では、復興都市づくりに携わる実務担当者の指針として、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点等を取りまとめ、復興都市づくりの目標として、「災害に強く、誰もが安心して暮らせるまち」を基本理念に、都市づくりの考え方や進め方を示している。

□手引きの対象



出典：埼玉県震災都市復興の手引き

(3) 埼玉県震災復興ランドデザイン検討委員会

首都直下地震等の大規模震災後に迅速、円滑な復興をするためには、平時から都市復興の基本方針について検討しておく必要があることから、埼玉県の都市復興方針等について専門的な見地から意見をいただくため、都市計画の学識経験者等で構成する「埼玉県震災復興ランドデザイン検討委員会」を設置している。

事例5 徳島県

徳島県では、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震の発生が懸念される中、発災後の迅速かつ円滑な「市街地の復興」を実現するためには、平時から復興体制の構築や人材育成等の「復興事前準備」に取り組むことが重要であることから、「復興まちづくりイメージトレーニングの実施」や「震災復興都市計画指針」を策定する等の取組を行っている。

(1) 復興まちづくりイメージトレーニング

復興まちづくりを支える「人材」を育成するため、「復興まちづくりイメージトレーニング」を実施している。

- ・ 内容：学識経験者による講義
 - 生活再建シナリオの検討
 - 市街地復興シナリオの検討
 - 生活再建シナリオを踏まえた市街地復興シナリオの検討
- ・ 対象：市町村職員、国土交通省・県職員等

(2) 徳島県震災復興都市計画指針

徳島県震災復興都市計画指針は、都市計画区域内における都市の迅速な復興のため、「復興に資する事前準備」として、平時より取り組んでおくべき事項をとりまとめるとともに、被災直後から復興都市計画策定までの流れや留意点等を整理している。

□徳島県震災復興都市計画指針の概要



出典：徳島県ホームページ

参考2 各種団体、コンサルタントの復興事前準備の取組事例

各種団体、コンサルタントは、市町村への復興事前準備の取組を働きかける主体、復興まちづくりの経験、知見を有する専門家、市町村や住民と協働で復興事前準備に取り組む主体としての役割を担う。

復興事前準備を考える上では、過去の災害からの復興まちづくりの経験を踏まえることが必要であり、各種団体、コンサルタントは、東日本大震災等の大規模災害からの復興まちづくりに国・関係機関・地方公共団体からの受託業務として携わり、多くの経験をし、知見を得ている。

各種団体、コンサルタントが市町村の復興事前準備の取組の促進に関わるのが重要であることから、各種団体、コンサルタントの復興事前準備の取組事例を示す。

事例1 首都大学東京「事前復興計画研究会」 「震災復興まちづくり訓練の手引き」

首都大学東京「事前復興計画研究会」では、円滑にかつみんなの思いが盛り込んだ復興を進めるには、災害前、すなわちふだんから準備しておかねばならないという観点から、「事前復興対策」のあり方をテーマに研究を進めており、理論研究だけでなく、各地における復興マニュアルの策定、事前復興ビジョンの構築等を支援している。

被災者が復興主体になる「まちの復興」に備えるには、住民が行政や専門家と協働して問題を解決する力を身につけておくことが重要であり、そのために「復興まちづくり訓練」が有効であり、さらに訓練を行なうことよって、災害前、すなわち日常のまちづくり・地域づくりがパワーアップしていく効果も確認できたことから、「震災復興まちづくり訓練の手引き」を公表している。

http://ichiko-lab.heteml.jp/contributions/TMU_RecoveryTrainingGuide3rd_ed.pdf

(1) 訓練の意義

震災復興まちづくり訓練は、ある地区を対象に、復興の主体となる住民・行政・専門家が、被害を想定して復興過程を模擬体験する活動であり、目的及び効果を以下のとおりとしている。

□震災復興まちづくり訓練の目的

目的① 知識と技術の習得

復興に関する知識や技術、作法を、それを担うはずの住民・職員・専門家がいっしょに学習する。

目的② まちの現状を再評価

自分のまちの現状と課題を正しく理解することで、災害への備えや日常的なまちづくりを発展する機会になる。

目的③ 協働への理解

公助／共助／自助の役割分担や住民・職員・専門家による協働の重要性を理解し、地域づくりに活かしていく。

出典：震災復興まちづくり訓練の手引き（三訂版）

□震災復興まちづくり訓練の効果

① 復興を担う人育て、復興の意識づくり

まちや生活の復興を考えることで身についた知識を得るとともに、自分達がやらねばという意識が生まれる。

② 事前復興対策の強化

復興マニュアルや事前復興ビジョンの策定や修正・強化を、訓練を通じて行う。多くの方々の検討で、手順やビジョンの妥当性も総合的に検証される。

③ 日常的なまちづくりへの反映

自らのまちを素材に災害時を想定することによって、ふだんから取り組むべき課題が明確になる。まちづくり活動の契機や強化に役立つ。

④ まちや地域のきずなづくり

訓練を行うことでそのまちの人々のコミュニケーションが醸成されるが、これは復興にだけでなく日常のまちづくりのもっとも重要な基礎になる。

出典：震災復興まちづくり訓練の手引き（三訂版）

(2) 訓練の準備

震災復興まちづくり訓練を実施するまでの「一般的な進め方」や「地区の選び方」等、復興まちづくり訓練実施までに準備することを整理している。

□訓練の実施までの標準的な流れ



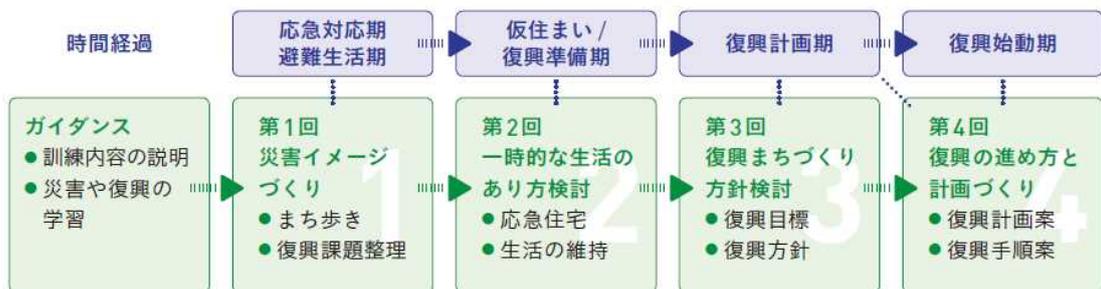
出典：震災復興まちづくり訓練の手引き（三訂版）

(3) 訓練内容の企画

震災復興まちづくり訓練の内容の企画として、全5回を想定した「実践型訓練」と全2回で実践する「簡易型訓練」のフレームやプログラム例を紹介している。

□訓練のフレーム例

<実践型訓練のフレーム例>

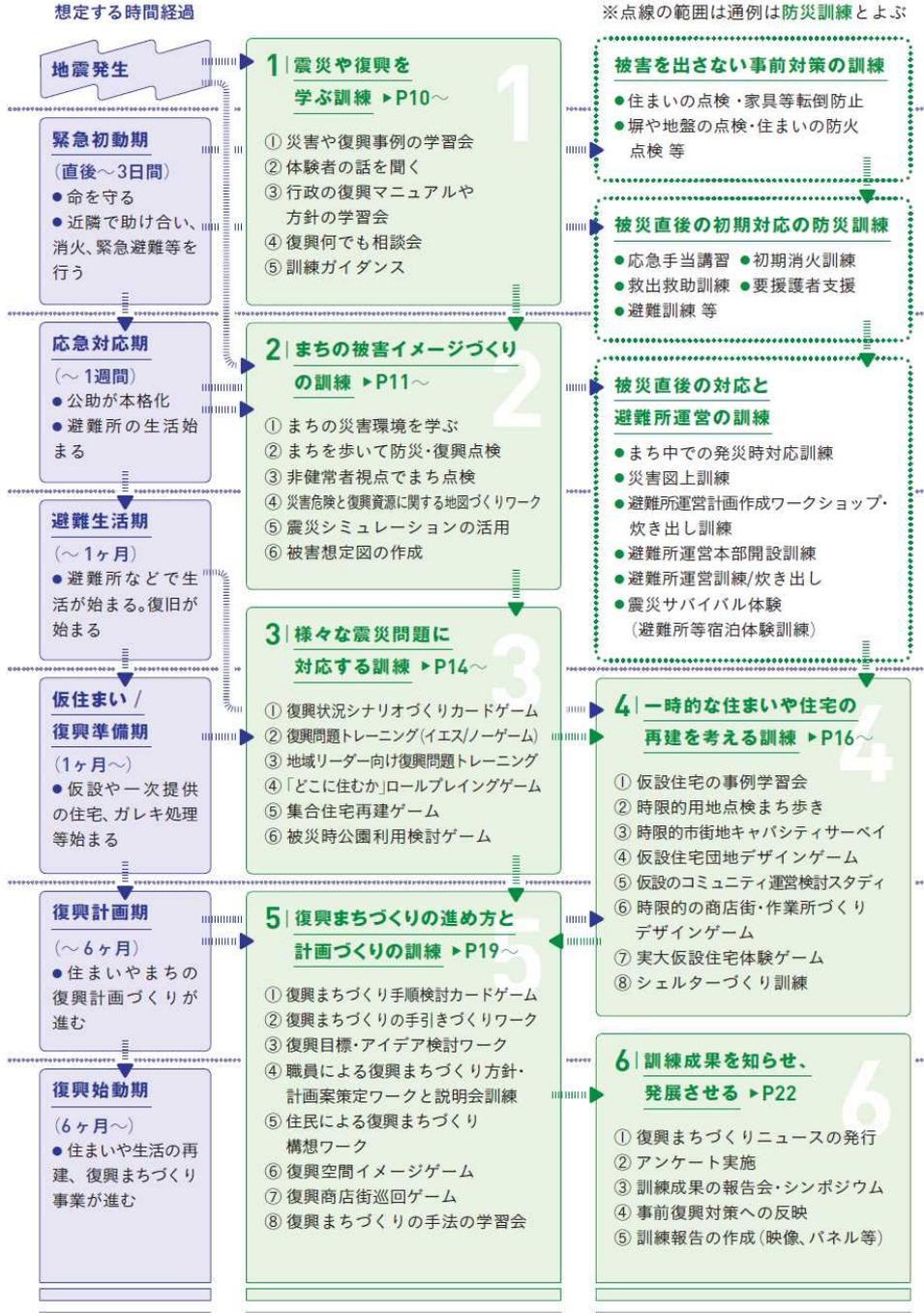


<簡易型訓練のフレーム例>



出典：震災復興まちづくり訓練の手引き（三訂版）

□被災後の時間経過と震災に備える訓練ワーク事例



出典：震災復興まちづくり訓練の手引き（三訂版）

(4) 復興訓練ワークの企画

「震災や復興を学ぶ訓練」や「まちの被害イメージづくりの訓練」等、内容ごとに、これまで震災復興まちづくり訓練で開発・実施した「復興訓練ワーク」を紹介している。

(5) 訓練の事例

これまで実施した「標準型訓練」と「簡易型訓練」の事例を紹介している。

事例2 一般社団法人都市計画コンサルタント協会 「復興事前準備のススメ」

一般社団法人都市計画コンサルタント協会では、東日本大震災等の復興まちづくりに取り組み、多くの知見を得た都市計画コンサルタントの立場から、地方公共団体や住民等に対し、復興計画段階を対象に、事前に準備すべき取組や進め方を示した「復興事前準備のススメ」を提言しており、その中で、復興計画段階を対象とした事前準備として、次の取組が重要であるとされている。

予め、都市情報を継続的に収集・整理・更新しておくこと。

- A 都市情報の収集・整理
- B 都市情報の更新と適切な保管

予め、復興まちづくりに関する復興体制を構築しておくこと。

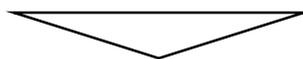
- A 復興まちづくり計画の策定体制の構築
- B 地方公共団体職員の育成（復興まちづくりイメージトレーニングの実施）
- C 学識経験者、都市計画コンサルタントとの協力体制の構築
- D 外部からの支援の受け入れ体制の構築

予め、復興まちづくりの各段階での地元合意形成の方法を検討しておくこと。

- A 復興まちづくりの各段階での地元合意形成の方法の検討
- B 住民を対象とした「復興まちづくりワークショップ」の実施

予め、仮設市街地の候補地や整備のあり方を検討しておくこと。

- A 仮設市街地の用地確保に向けた事前準備
- B 仮設市街地のあり方に関する事前検討
- C 本格復興期への円滑な移行の方法の共有



予め、総合的な復興事前準備として、事前復興計画を策定しておくこと。

- A 事前復興計画の策定
- B 多様な主体の参画による計画の策定
- C 事前復興計画に基づく平時からの各種取組の実施

事例3 東京弁護士会等 20 団体 「災害復興まちづくりの支援に関する協定」

東京都と災害復興まちづくり支援機構（東京弁護士会等 20 団体）は、被災後の復興まちづくりを円滑に実施し、被災住民の生活の早期安定を図るため、専門家等で構成する復興まちづくり支援班の派遣、平常時からの情報交換や訓練実施等を内容とする協定を締結している。

事例4 静岡県技術士協会、社団法人全日本土地区画整理士会静岡県支部 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定」

静岡市と静岡県技術士会及び社団法人全日本土地区画整理士会静岡支部では、「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定」を締結し、町内会、自治会等が設立する復興まちづくり協議会に技術的な助言を行うこととしている。

<締結団体名>

- ・甲：静岡市
- ・乙：静岡県技術士協会、社団法人全日本土地区画整理士会静岡県支部

<概要>

- ・静岡市では、被災後すみやかに市民との協働により「都市復興基本計画」を策定し、円滑な復興事業の推進を図るよう体制づくりを整えているが、復興まちづくりに取り組む市民への支援は行政のみでは難しく、面的まちづくりに関する専門知識を有する専門家集団の応援が必要となることが想定される。
- ・そのため、静岡市からの要請があったときは、静岡市内の町内会、自治会等が設立する「復興まちづくり協議会」に技術的な助言を行う協定を締結している。

事例5 災害復興まちづくり支援機構

「第11回 専門家と共に考える災害への備え」

各種専門士業団体（東京弁護士会や東京司法書士会等）が連携し、災害復興に関する様々な支援活動を行っている。災害復興まちづくり支援機構が主催となって復興まちづくりシンポジウムを開催している。

□「第11回 専門家と共に考える災害への備え」のポスター

主催：災害復興まちづくり支援機構 共催：東京都

復興まちづくりシンポジウム

7/11 (水) 14:00～17:20 (開場 13:30) 東京都庁第一本庁舎 (5階大会議場) 参加費無料

第11回
専門家と共に考える 地域防災編
災害への備え
～地域主体の防災、地域主体の復興～

東日本大震災から6年が経ちましたか、首都圏下地域の被害を最小限に抑えるための防災に対する意識は自然から高めていけていますか？
専門家の知見をしながら住民主体の復興を進めるために役々ができることについて、多様な立場と共に考えることを目的に、復興まちづくりシンポジウムを開催いたします。

【プログラム】

第一部
基調講演：島村英紀 武蔵野学院大学特任教授
「首都圏下地域は本当に来るのか？」最新の調査研究から
基調報告：加藤孝明 東京大学生産技術研究所准教授
「首都圏下地域が起きたら我が町はどうなる？」

第二部
事例紹介：世田谷区建防協、新宿区本郷町、新宿区戸塚地区
17:30
交流しセッション (参加任意：会費 4,000円)

災害復興まちづくり支援機構とは
各種専門士業団体の連携し、災害復興に関する様々な支援活動を行うことに加え、被災した学生や被災者に対する様々な支援活動も実施すること。また、平時から地域と共に復興まちづくりに関する活動を行うことにより、より安全・安心なまちづくりが実現することを目的とする。

災害復興まちづくり支援機構 正会員
東京弁護士会 (1) 東京司法書士会連合会 (1)
東京司法書士会 (1) 東京府建設業協会 (1)
国土交通省 (1) 国土交通省 (1)

お問い合わせ：第11回シンポジウム実行委員会事務局 (東京弁護士会内)
TEL 03-3356-4461

出典：災害復興まちづくり支援機構

(参考) 国土交通省 中部地方整備局の取り組み

中部地方整備局では、南海トラフ巨大地震等の災害が危惧される中で、地域における災害に強いまちづくりをあらためて考える機会として、毎年、防災をテーマにシンポジウムを開催しており、平成30年2月には復興事前準備をテーマとして「災害に強いまちづくり」のシンポジウムを開催した。

また、巨大地震への対策として、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議の設立や、「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」の策定、発災時の仮設住宅確保に向けた議論等の様々な取り組みを行っている。